

共生条例制定後の窓口の対応について

- 1) 以下のような共生条例の理念をもって職務を行うことを示す A5 もしくは A5 サイズの意思表示のプレートやパネルを、庁内のすべてのカウンターに掲示する。
 - ・鎌倉市は、市民の多様性を尊重していること
 - ・鎌倉市は、市民と十分な情報のやり取りをするよう努めること
 - ・鎌倉市は、市民に対して、包括的かつ総合的な支援を行うこと

〈デザイン（案）〉

*木をモチーフに、葉っぱにあたる部分に障害や LGBT などに関するシンボルマークを配した支援の木を描く（シンボルマーク使用の許諾はこれから。一部有料の可能性あり）



- 2) 提示されたプレートを見て情報提供や支援を求めた市民に対する支援体制を構築する。
- 3) 共生条例の理念をもって心のバリアフリーについて学んだ職員にマーク等を携帯させ、知識を持っている職員の存在を可視化する。
- 4) 心のバリアフリーについて学ぶ仕組みをデザインする。
- 5) 市民と市職員がともに学ぶ機会を設け、理解を広げていく。
⇒鎌倉スタイルソーターにつながる取組を想定